第17号の２様式（第54条の２関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事	令和４年　７月２８日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方３２	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 乙訓環境衛生組合　管理者　前　川　　光

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	40 台	0 台	0 台	40 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充塡量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使　用　時	所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき３か月に１度簡易点検を実施している。			
	廃　棄　時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう運用している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使　用　時	エアコン全てに対して、夏期の使用前に清掃点検及び試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。			
	廃　棄　時	令和３年度中に廃棄となったエアコンはない。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注　１　「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第１条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

２　「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第２条第３項に規定する機器をいいます。